6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、ＣＶＡリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー				
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分				
15	うち、標準的手法適用分				
	うち、1250％のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に８パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b　この面のｃ以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）１の「信用リスク」の項から「信用リスク　その他」の項までには、項番４から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項及び項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク　その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）(ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第五面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

e　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百五十条第四号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

f　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

g　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の二の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百七十八条の二の二の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

h　「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百七十六条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

i　「信用リスク　その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十一条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百七十八条第二項の規定により、100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

j　項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番６「合計」の項ヘ欄の額、第十一面の項番５「ＣＶＡリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。